

# 児童養護施設静岡ホーム事業計画

## 1 事業概要

### (1) 施設運営

#### ア 児童養護施設の運営

○定員 81人（暫定定員78人）

- ・ 本体施設（定員75人→暫定定員72人）
- ・ 地域小規模児童養護施設「小鹿寮」（定員6人）

○職員 44人（うち小鹿寮3人）

#### イ 子育て短期支援事業の受託

#### ウ 里親等施設実習事業の受託

#### エ 福祉専門職養成校実習生の受入れ

### (2) 基本方針

「キリストの愛」と児童憲章、児童の権利に関する条約等を基本に、互いの和を求め、心を一つにして児童の幸せと権利擁護を図るため、「愛育の実践」に努める。

### (3) 事業目的

児童福祉法第41条に規定する「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童」を入所させて、これを養護し、あわせて自立を支援する。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ）による地域の子育て支援や里親支援を行うとともに、福祉専門職養成校の実習生を受け入れ人材の育成を図る。

### (4) 運営方針

児童養護施設が地域において一定の役割を果たしていくためには、地域の方々や社会の支援が不可欠であり、高い公共性を理解していただくことが何よりも大切である。

このため、施設としては、地域との交流、公益的な取組、ボランティアの受入れ、関係機関・団体等との連携を図るとともに、積極的な情報開示、情報提供に努め、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理、会計処理を行い、児童福祉の担い手として高い信頼性を得るよう努めていく。

国においては、社会的養護が必要な児童を可能な限り家庭的な環境において安定した人間環境の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進しており、また、昨年5月27日、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布施行され、家庭と同様の環境における養育を推進しているため、施設の入所児童は年々減少しており、本年度は、暫定定員78人で運営する。

入所児童が減少する中、虐待を受けた児童や障害のある児童が増加するなど、児童の抱える問題が複雑・多様化しており、養護を必要とする児童や愛着形成に課題のある児童、細やかな発達支援が必要な児童、自立支援を必要とする児童に「あたりまえの生活」を保障し、できる限り家庭的な環境の中で、個々の児童に対応した養育が行えるよう、家庭的養護推進計画及び中長期計画に基づき、施設の小規模化と地域分散化の推進に努めていく。

養育については、児童と職員の良い関係を構築することで、基本的な生活習慣の確立や情緒の安定を図り、適切な人間関係が築けるよう日々の生活の中から支援していく。

また、進学、就労、家庭復帰など子どもに合わせた支援を行い、退所後のアフターケアも適切に進めていく。

これらを推進するため、本年度新たに静岡市が単独で予算措置した心理担当職員をこれまでの措置費で配置している職員に加えて配置する。

(5) 会議・委員会等の開催

子ども一人ひとりの養育の向上と円滑な施設運営を図るため、施設内における各種会議や委員会の開催とともに、関係機関との連絡会を開催する。

区分	名称	開催	内容
施設 内部	運営会議	毎月第3月曜日	施設運営の基本方針、重要事項、課題等の協議調整
	職員会議	毎月第4木曜日	施設運営に関わる事項（運営・指導方針、行事予定、提案事項等）の協議調整、周知
	サービス向上推進会議	毎月	第三者評価の受審業務と改善事項の調整
	グループ会議	毎月第1～2週	児童の生活支援等に関わる事項（運営計画・自立支援計画・児童処遇・行事等）の協議調整
	給食会議	毎月第2火曜日	献立や食品衛生等に関する協議調整
	ケース会議	随時	ケースの処遇方針等の協議調整
	朝会	毎日	日々の連絡調整
	性教育委員会	毎月第1月曜日	性教育の実践
	企画調整委員会	随時	夏冬特別行事や祝会等園内行事の企画調整
	広報推進委員会	随時	HP更新、広報誌発行、施設紹介・事業実績ビデオ作製
	生活環境委員会	毎月	生活環境の美化、6S（整理・整頓・清掃・清潔・作法・躰）活動の推進
	防災対策委員会 （防災会議）	毎月	消防計画の委員会審議事項の協議調整、防災訓練の実施
	苦情解決委員会	5月、随時	苦情への対応
関係 機関	養保連絡会	奇数月	養護施設との保育所の連携業務の調整
	児童相談所との連絡会	年2回	児童自立支援計画の見直し、ケースの調整
	小中学校との連絡会	随時 (安西小は毎月)	学校及び施設での生活の様子

## 2 重点項目

### ア 家庭的養護推進計画と中長期計画の推進

#### ① 養育単位の小規模化と地域分散化

子どもの個別的養育を推進し、生きていくことの自信を得て、社会的自立ができるよう支援し、豊かな育ちを実現するため、本体施設の小規模ユニット化及び地域小規模児童養護施設等グループホームの設置に向けて、賃貸物件の確保に努めていく。

#### ② 職員の確保

職員配置基準の改善（5.5：1→4：1）や保育所の定員増、認定こども園の創設による保育士需要の高まりにより、職員の確保が難しくなってきているので、大学等への求人に加え、宿泊を伴う実習生の受入れと適切な実習指導、インターンシップの受入れ、求人サイトの活用などにより就職希望者の確保に取り組んでいく。

#### ③ 職員の専門性の向上

被虐待児の入所が半数を超え、処遇困難なケースや発達障害の表れを有する児童が増加しており、こうした現状での養育には、児童と職員の良い関係の構築や、性的問題や暴力防止への仕組みの整備が重要な課題であり、養育を担う職員のより高い専門性が要求されている。

また、今後整備される定員6人～8人の本体施設の小規模ユニットや地域小規模児童養護施設等グループホームにおいては、職員一人ひとりの力量が問われ、知識・技術・経験に裏打ちされた養育が必要とされるので、職員のスキルアップを図り、専門性を高めるため、外部研修に参加させるとともに園内研修を実施する。

- ・小規模ケア先進施設への職員の派遣
- ・性教育講座
- ・CAREプログラムワークショップ
- ・コモンセンス・ペアレンティング習得

#### ④ 施設運営の質の向上

児童養護施設は、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第45条の3の規定並びに平成23年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長通知により、自己評価の毎年の実施とともに、3年に1回以上の第三者評価の受審とその結果の公表・改善が義務付けられている。

前回実施から3年目になるため、第三者評価を受審するとともに、評価結果を踏まえ、児童養護施設運営指針に掲げられている目指すべき状態に近づけられるよう問題点の改善に取り組み、施設運営の質の向上を図る。

#### イ 児童の社会的自立の支援

保護者の支援が得られない退所児童の中には、直面する諸問題を自身で解決することもできず、また、相談する者もいないため、就労や生活の維持が困難となって経済的に困窮し、自立生活が破綻してしまうことになる。

このため、施設入所中の自立に向けた支援や就労支援、退所後の相談支援などを行う自立支援担当職員を配置して、児童の社会的自立を支援する。

また、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、大学等への進学支援が必要であるので、静岡ホーム自立支援基金により進学・修学に必要な資金を援助し、自立を支援する。

- ・入所児童の生活相談・指導、就労支援、退所児童の相談支援
- ・自立支援基金による進学・修学支援

#### ウ 地域交流と公益的な取組

本園は、これまでも地域行事への参加や施設行事への招待を行うとともに、家庭復帰を実現するための親子関係の再構築の支援や、地域の里親支援、ショートステイによる子育て支援など、地域支援の機能を果たしているが、生活困窮世帯の子どもへの学習支援を行うなど、地域への公益的な取組を推進する。

- ・地域の子ども会行事、防災訓練等への参加
- ・地域の高齢者等との世代間交流
- ・子育てに悩む親を対象とした相談会、講座の開催
- ・生活困窮世帯の子どもへの学習支援、居場所の提供

#### エ 生活向上等のための環境改善

入所児童の養育環境の改善を図り生活向上に資するため、施設・設備の維持管理及び老朽箇所の補修等を実施する。

工事名	内容
防球ネット設置工事	老朽化している防球ネットの更新等
地域交流ホーム（楓ホール）改修工事	外装等改修
園内舗装補修工事	舗装補修

## オ 業務管理システムの整備

業務の効率化と情報の共有を図るため、園務日誌やグループ日誌、ケース記録、各種データなどをパソコンで一括管理するシステムについて調査・検討を行ってきており、導入に向けて整備を進める。

## 3 養育・支援

### (1) 基本目標

ア 子どもの成育歴等を把握し、子どもが表わす感情や言動をしっかり受け止めて養育支援する。

イ 子どもと共に生活していく中で、素直な甘えや安心感を引き出せるよう養育支援する。

ウ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動できるよう養育支援する。

エ 子どもの発達段階や施設での生活、学校適応状況を考え合わせ、適切に養育支援する。

オ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、社会規範及び様々な生活技術が習得できるよう養育支援する。

カ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール「しなければならないこと」と「してはいけないこと」を理解できるように説明し、責任ある行動がとれるよう養育支援する。

### (2) 年間のねらい

毎月、分野ごとに展開方法を設定し、生活の向上と充実に向け養育・支援に取り組む。

分野	展 開 方 法
生活	日課と生活規範を習得し、豊かな人間関係、正常な生活習慣と感覚を育て感謝の心を養い育てていく。
礼拝	礼拝を通して、「わたしの主、わたしの神よ」との真実の信仰告白に至りますように、不変の愛と恵みを率直な気持ちで受け入れ、社会（人間）生活の基本を培う。
学習	各学校との連携を密にするとともに、基礎学習と学習遅滞児童の指導に留意点を置き、公文式学習の意欲を培っていく。また、小学生から高校生までそれぞれのステージに合わせた学習支援を実施する。
環境	居住環境等の整理整頓をこまめに行い、常に清潔感を保ち、思いやりの心の高揚を図り、潤いと活気に満ちた環境を醸成していく。
健康	自分の健康に関心を持ち、屋外活動を積極的にを行い、規則正しい生活を通して清潔で丈夫な身体を育てていく。
食事	食育指導により食品から料理になるまでの過程に関心を持ち、楽しく食事をとれるようにする。収穫の恵みに感謝する心を育てる。
文化	県児童福祉施設絵画展への奨励と、図書、音楽等の積極的利用を図り、豊かな心情と向上心を育てる。
運動	県児童福祉施設球技大会や学校の部活動、地域行事等の活動を通して連帯感を育み、心身の健全な発達を養成する。
防災	避難訓練を毎月計画的に実施し、防災と安全意識を高め、年齢相応の役割分担を学び、日々の生活の中に根付かせていく。
進路	中学・高等学校卒業後の進学や就職に向け、早い時期から目標を設定し、可能性を最大限に引き出せるよう援助していく。

分野	展 開 方 法
地域	地元町内会や子供会等との交流を深めるとともに積極的に社会参加し、地域の一員であるとの意識が育つよう援助する。

(3) 個別養護計画

児童に安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育し、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

区分	生活指導	学習指導	職業指導	家庭環境調整
未就園児	日常生活の基礎を学び、習慣づけることにより、幼稚園入園の準備をする。	昼間の保育を通して絵本、音楽に親しみ、文字やリズムなどを習得する。		外泊時等を利用して家庭の状況を把握し、児童相談所と連携して調整を図る。
幼稚園児	トイレの自立など生活習慣が身につくよう支援する。好き嫌いをなくし、食事のマナーの基礎を学ぶ。	通園により、集団行動、社会性を学び、育ちの支援をする。		
小学校低学年	身の回りの整理整頓の基礎を学び、食事、挨拶、言葉遣い等のマナーを身につけるようにする。	自主学習（音読、漢字、計算、宿題など）や公文学習等により学習習慣と基礎学習を身につける。		
小学校高学年	身の回りの整理整頓ができるようにする。人の気持ちがわかる、思いやりのある心を育てる。	日々の学習を積み重ね、学習に対する意欲を育てる。公文学習を通じて、基礎学力の向上を図る。		
中学生	安心・安全な生活環境を作る。身の回りの整理・整頓の確立、基礎体力の向上を図る。 相手の気持ちを思いやる心を育てる。	日々の学習を疎かにせず、また、通塾により学力向上を図り、高校に進学できるようにする。	職業選択の基礎を学び、どのような職業があるのか、自分はどういう職業につきたいのかを考える。	
高校生	社会に出る準備段階として、日々の生活を充実させ、健康管理にも気を配れるようにする。	日々の生活、学校生活の充実を図り、最後まで気を抜かずに勉学に励み、必要に応じて通塾により大学等に進学できるようにする。	自分自身を見極め、社会自立を考慮した進路を考えられるようにする。アルバイトを行い社会性を身につける。	

## 5 生活日課

時間	平日	休日	時	平日	休日
6:00	起床・洗面		14:00	帰園(幼稚園児)	
	掃除		15:30	下校	
6:30	礼拝(家拝)			おやつ	
7:00	朝食	起床	16:00	自主学習	
7:30	登校(小学生 7:30)		16:30	掃除	
	(中学生 7:50)		18:00	夕食	夕食
	(高校生 7:30)			入浴(順次)	入浴(順次)
8:00		朝食	19:00	自由 自主学習	自由
8:15	登園(幼稚園児)		20:00	就寝(幼児)	就寝(幼児)
8:30		CS(日曜日)	21:00	(小学生)	(小学生)
12:00	昼食	昼食	22:00	(中学生)	(中学生)
13:00	午睡(未就園児)		23:00	(高校生)	(高校生)

## 6 年間行事計画(児童関係)

月	園・地域等	月	招待・訪園
4	静岡まつり	4	クラシックコンサート訪園
	入園・入学式	5	
5	県内施設児童文化奨励絵画展	6	静岡西 RC イベント招待
7~8	夏季特別行事(キャンプ・海水浴等)	6	CS 花の日、英和女学院「花の日」訪園
8	七夕まつり(井宮町)	7	すいか狩り招待
	県内施設ソフトボール大会		安倍川花火大会招待
	健康診断		CS 楽しいタベ
	交通安全教室(自転車マナー)	8	映画祭招待
10	運動会(安西学区)	8	静岡巽 LC 国際交流夏祭り訪園
11	防災訓練(井宮町)	9	劇団カッパ座招待
	県内施設オセロ大会		食肉組合夕食会訪園
12	クリスマス祝会・食事会		7五三着付撮影招待
1	初詣	10	中国料理夕食会訪園
	県内施設サッカー大会		静岡 LC イベント招待
1~2	冬季特別行事(雪滑り・スケート等)	11	みかん狩り招待
2	節分豆まき・餅つき(井宮町)		CS こども祝福式
		ひなまつり	CS 収穫感謝祭、英和女学院「収穫感謝」訪園
3	地域交流会(世代間交流)	12	CS クリスマス祝会、英和女学院「クリスマス」訪園
	健康診断		もちつき訪園、常葉高校「クリスマス」訪園
	卒園の会		イルミネーション鑑賞招待
毎月	誕生会	1	劇団四季観劇招待
	発育測定	2	静岡友の会招待
	保護者宅外泊・ショートルフラン	3	そば商組合夕食会訪園
	避難訓練(別記)	毎月	Jリーグサッカー観戦招待(年間)
	全体清掃		
年間	毎週:教会学校(日曜日)	毎月:夕拝	

## 7 職員配置

職名・職種	本園		小鹿寮		計		
	男	女	男	女	男	女	計
施設長	1				1		1
副施設長兼指導係長	1				1		1
生活支援担当職員 (児童指導員・保育士)	6	(6)16	1	2	7	(6)18	(6)25
個別対応職員	1				1		1
家庭支援専門相談員	1				1		1
心理療法担当職員		2				2	2
里親支援専門相談員		(1)1				(1)1	(1)1
自立支援担当職員	1				1		1
学習指導員		(1)1				(1)1	(1)1
特別指導員		(1)1				(1)1	(1)1
栄養士		1				1	1
調理員	2	(3)3			2	(3)3	(3)5
事務員	①	(1)1			①	(1)1	①(1)2
嘱託医	(1)1				(1)1		(1)1
計	(1)14	(13)26	1	2	(1)15	(13)28	(14)44

\* ( )内は非常勤で再掲 再雇用は常勤に含む ○は生活支援担当職員(保育士)と兼務

## 8 業務分担

職名(担当)	分担業務
施設長	施設の運営管理、児童養護の統括、人事労務管理、安全衛生管理、会計責任者、苦情解決責任者、衛生推進者、公益通報窓口担当者
副施設長	施設長補佐、事業計画作成、勤務表作成、指導技術調査研究・現任研修、児童の入退所手続、防火管理者、苦情受付担当者
生活支援担当職員 〔児童指導員〕 〔保育士〕	自立支援計画(処遇計画)の作成、生活指導、進路指導 保健衛生・健康管理、処遇記録の整理 地域・学校・児童相談所等関係機関との連絡調整 保護者への連絡、退所児童のアフターケア ボランティアの受入れ、福祉専門職養成校実習生受入れ・指導 招待・奉仕活動の調整、施設見学者等の受入れ 建物・設備・生活環境の維持管理、防火管理、災害対策の実施
個別対応職員	被虐待児個別生活指導
家庭支援専門相談員	保護者等への相談援助、退所児童相談援助
心理療法担当職員	心理的ケア、心理療法
里親支援専門相談員	里親家庭訪問・相談、里親研修
自立支援担当職員	入所児童の進路相談、就労支援、退所児童の相談支援
学習指導員	小中学生の学習指導
特別指導員	音楽・ピアノの指導
栄養士 調理員	献立作成、食品の発注・保管、調理・給食、給食設備点検管理、食育、栄養管理、保健衛生、健康管理、非常食の管理
事務員(出納職員)	総務事務(来園者受付・接遇、給与・旅費、社会保険、福利厚生、郵券受払い等)、財務会計(措置費・寄附金等、物品取得等)事務、預り金管理、財産(備品・固定資産)管理、文書管理
嘱託医	児童の健康診断

## 9 処遇（勤務）体制

児童の年齢に応じた生活時間に合わせ、早番勤務、遅番勤務、断続勤務などを組み合わせた1か月単位の変形労働時間制により養育支援に当たる。

夜間は、本園は宿直職員2名、小鹿寮は住込み職員で対応する。

職種	勤務区分	時間帯	勤務時間 (休憩時間を含む)
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	
児童指導員・保育士	A	8:30~17:30	8:30~17:30
	A'	8:30~14:45 (非常勤)	8:30~14:45 (非常勤)
	B	6:00~8:30 15:30~21:00	6:00~8:30 15:30~21:00
	B'	6:30~8:30 16:30~20:30	6:30~8:30 16:30~20:30
	C	12:30~21:30	12:30~21:30
	C'	14:30~20:45 (非常勤)	14:30~20:45 (非常勤)
	D	8:30~11:30 16:30~21:30	8:30~11:30 16:30~21:30
	F	6:00~15:00	6:00~15:00
	F'	6:30~12:45 (非常勤)	6:30~12:45 (非常勤)
栄養士・調理員	A	8:30~12:30 14:00~18:00	8:30~12:30 14:00~18:00
	A'	8:30~15:00 (非常勤)	8:30~15:00 (非常勤)
	E	5:30~7:30 9:00~12:30 13:30~16:00	5:30~7:30 9:00~12:30 13:30~16:00
	S	10:00~13:00 14:30~19:30	10:00~13:00 14:30~19:30
	S'	13:15~19:30 (非常勤)	13:15~19:30 (非常勤)
職員	A	8:30~17:30	8:30~17:30

## 10 職員研修計画

区分	園内研修	園外研修		
養育支援	性教育講座	関東ブロック児童養護施設職員研修会		
	発達障害への理解を深める研修	県児童養護施設協議会福祉研究会(月1回)		
	ケアプログラム研修	// 指導員・保育士部会等研修会(月1回)		
	コモンセンスペアレンティング研修	児童権利擁護推進研修会		
	スーパービジョン(精神科医・月1回)	SBI 子ども希望財団児童養護施設職員研修 新任職員研修(県社協・県養協) 児童養護施設職員指導者研修(子どもの虹) 全国児童養護施設中堅職員研修会 先進施設視察体験研修 日本キリスト教社会事業同盟研修会 日本キリスト教児童福祉連盟研修会 日本ソーシャルワーク実践研究学会 ファミリーソーシャルワーク研修会		
	食育		食中毒予防研修会 衛生講習会 栄養講習会 調理技術研修会	
		財務会計		監事監査研修 財務管理講座 経理応用講座 決算実務講座 税務実務講座 社会保険講座
	管理運営		新任職員研修(就任前、就任後)	全国児童養護施設長研究協議会 関東ブロック児童養護施設長研究協議会 法人・施設運営管理職員研修会、安全運転管理者講習会

\*外部講師による園内研修や園外研修への参加のほか、OJT、自己研鑽により資質向上を図る。

## 11 防災・安全対策計画

月	点検・検査	教育	訓練
4			漏電火災対応訓練
5	消防用設備点検	消防設備取扱・防災ビデオ研修	突発性地震対応訓練
6	ネズミ昆虫等防除		油火災通報訓練
7	空調設備点検、貯水槽洗浄	自転車交通教室	夜間地震発生対応訓練
8			非常食炊出訓練
9			防災の日・情報伝達訓練
10			避難袋避難訓練
11	消防用設備・建築設備・貯水槽点検	地震防災センター見学学習会	社会福祉施設防災の日・総合訓練
12	空調設備点検、ネズミ昆虫等防除		地域防災の日・町内会との連携訓練
1			夜間地震発生訓練
2			緊急地震速報対応訓練
3			地震火災対応訓練
備考	防災設備・資機材点検：毎月 ねずみこん虫等調査：毎月 電気保安管理：毎月 建築物定期調査：2年毎		避難・消火訓練：毎月 総合訓練：年1回

## 12 施設体験・視察研修受入れ

### (1) 福祉専門職養成校実習生

県内外の大学、短期大学、専門学校福祉専門職養成校に在籍する学生の施設実習を受け入れ、福祉分野への就労を志す者の養成に寄与する。

また、児童福祉施設業務を体験し、知識を深めたいとする学生についても、児童のプライバシーの保護と安全に十分配慮しながら、事情の許す範囲でインターンとして受け入れる。

(平成29年3月現在)

区分	養成校名	実習生数	時期
	聖隷クリストファー大学	2	5月・2月
	東海こども専門学校	3	5月
	静岡県立大学短期大学部	2	6月
	常葉大学浜松キャンパス	4	6月・7月
	浜松学院大学	1	8月
	常葉大学富士キャンパス	1	8月
	静岡英和学院大学	1	8月
	鎌倉女子大学	2	9月
	静岡福祉大学	2	9月・2月
	常葉大学短期大学部	7	9月・10月
	静岡福祉医療専門学校	2	10月
	東海大学短期大学部	4	11月
	静岡産業大学	2	12月
	保育実習Ⅲ	静岡県立大学短期大学部	1
ソーシャルワーク実習	東京福祉大学	1	5月
	静岡英和学院大学	1	8月
	静岡県立大学短期大学部	2	3月
計	14校	38人	

(2) 里親研修

静岡市里親支援センターの里親認定前研修等を受諾し、里親制度を支援する。

(3) 社会体験研修

静岡市教育センターが実施する市立幼・小・中学校の教諭及び養護教諭の10年経験者を対象とした施設体験研修を受け入れる。

(4) 福祉関係団体視察研修

県内の市町社会福祉協議会、地区民生・児童委員協議会、更生保護女性会など福祉関係団体等が実施する視察研修を受け入れ、社会的養護についての理解を深め、地域活動の向上、市町の要保護児童対策の強化につなげていく。